

議案第 20 号

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 基山町地域優良賃貸住宅の修繕、改良及び管理に要する財源に充てるため、基山町地域優良賃貸住宅基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 町長は、基山町地域優良賃貸住宅の修繕、改良及び管理に要する経費として必要があると認めるときは、その財源に充てるため基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

基山町地域優良賃貸住宅の整備に伴い、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）及び地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）に基づく地域優良賃貸住宅の維持管理をするための財源に充てるため、基山町地域優良賃貸住宅基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する必要がある。

平成30年6月8日原案 可 決